

人間総合科学大学 稲人会 会則

(名称及び事務局)

- 第1条 1. 本会の名称を人間総合科学大学 稲人会とする。
2. 本会の事務局を人間総合科学大学内におく。
3. 本会は人間総合科学大学学友会（学友会会長を人間総合科学大学学長とする）のもとにおかれ、早稲田医療技術専門学校及び人間総合科学大学 保健医療学部・人間科学部 健康栄養学科の卒業生として組織される。

(目的)

- 第2条 本会は会員相互の親睦及び学術の向上を図り、並びに大学の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行なう。
・研究会、講習会及び親睦行事等の企画、実施に関すること。
・機関紙等の発行に関すること。
・その他、目的達成に必要な事業。

(組織)

- 第4条 本会の会員は次のとおりとする。

正会員	第1条3項の卒業生
特別会員	本学教職員
賛助会員	本会に賛同する一般の入会希望者で、役員会で承認された者

(役員)

- 第5条 本会の役員は役員会で推薦した候補者を総会において承認する。

役員構成は次のとおりである。

会長	1名	役員会から推薦され、総会にて承認された者
副会長	5名	早稲田医療技術専門学校卒1名及び人間総合科学大学保健医療学部 看護学科卒1名、同リハ学科卒2名、人間科学部 健康栄養学科卒から1名
幹事	13名以内	早稲田医療技術専門学校卒5名及び人間総合科学大学保健医療学部看護学科卒2名、同リハ学科卒2名、人間科学部 健康栄養学科卒から各2名、本学学長が教職員の中からは委嘱した者2名

会 計 3名 内1名は校友会会長が委嘱した者
監 査 2名 内1名は校友会会長が委嘱した者

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。

会 長 ; 本会を代表して会務を総括する。
副 会 長 ; 会長を補佐し、会長に支障があるときはその職務を代行する。
幹 事 ; 会務を分担する。
会 計 ; 会計事務を処理する。
監 査 ; 監査の任にあたる。

第7条 1. 役員会は会長、副会長、幹事、会計、監査によって構成される。
2. 本会の運営、審議は役員会によって行なわれる。
3. 役員会は次の事項を審議し、総会に諮るものとする。
・会務及び事業の報告
・収支の決算及び予算
・翌年度の事業計画及びその他の事項
4. 役員の仕事は4年とし、再任を妨げない。
また、補欠により就任した役員の仕事は前任者の在任期間とする。
5. 役員会は任期が終了しても、後任者が決まるまではその職務を継続しなければならない。

第8条 役員が役員にふさわしくない行為があったときは、役員会の議決により解任することができる。

(名誉会長、名誉会員、顧問、参与)

第9条 1. 名誉会長は学長とする。
2. 名誉会員、顧問、参与は本会の発展に寄与したと認められる者のうちから役員会の議を経て会長が委嘱する。
3. 名誉会員、顧問、参与は諮問に答え、また、役員会及び総会に出席し意見を述べるができるが表決には加わらない。

(会 議)

第10条 1. 定期総会は正会員をもって構成し、毎年度学園祭時に開催し、議長、副議長を選出し、議事を進行する。
但し、やむを得ない場合はこの限りでない。
2. 会議は出席者の過半数をもって議決し、可否同数の場合は議長の一票をもってこれを決定する。

3. 会議を召集開催するときは、目的事項、日時、会場を7日前までに通知しなければならない。

但し、やむを得ない理由のある場合に限り通知の時期及び方法についてこれによらないことができる。

4. 会議の議事録を作成する。

(会計及び会費)

第11条 1. 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

2. 本会の運営は会員の会費及び寄付金等の収入による。

3. 会費は学友会費より、同窓会費として受け取るものとする。

4. 会費の変更については役員会で審議し、総会に諮るものとする。

5. 会費は理由の如何にかかわらず、これを返戻しない。

(会則の変更)

第12条 本会則の改正は役員会で審議、立案し、総会に諮るものとする。

(賞 罰)

第13条 1. 会員が特別の善行あるときは、総会においてこれを表彰する。

2. 会員が本会の名誉を著しく傷つけた場合は、役員会の決議により会員権の停止、または除名することができる。

(その他)

第14条 1. 会則施行について必要な事項は別に定める。

2. 稲人会のもとに分科会を組織することができる。

附則 本会則は平成24年10月27日から施行する。